

国際女性の地位協会 規約

要な事業を行うこと。

第1章 名称および事務所

第1条（名称）この協会は、国際女性の地位協会（「Japanese Association of International Women's Rights : JAIWR」）という。

第2条（事務所）この協会は、主たる事務所を東京都小平市津田町二丁目1番1号津田塾大学学芸学部国際関係学科武田万里子研究室におく。

2 この協会は、前項のほか、会計事務所を、理事会の定めるところにおくことができる。

第2章 目的および事業

第3条（目的）この協会は、女性の権利に関する研究と情報の普及を通じて、その地位の向上をはかることを目的とする。

第4条（事業）この協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女性差別撤廃条約」という）ならびに「女性差別撤廃条約選択議定書」（以下「選択議定書」という）の研究、普及事業を行い、国際的、国内的实施状況をモニターすること。
- ② 国連経済社会理事会の協議資格をもつ NGO としての、国際的な活動を行うこと。
- ③ 国連女性差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Discrimination against Women : CEDAW）および国連女性の地位委員会（Commission on the Status of Women : CSW）等の活動をモニターし、日本国内でそれらの活動を紹介すること。
- ④ 女性差別撤廃条約の研究、普及または実施状況のモニターを行っている諸外国の NGO との連携を図ること。
- ⑤ 女性差別撤廃条約、そのほか国際人権法の内外の研究者との連携を図ること。
- ⑥ 赤松・コルティ・ジェンダー平等基金を運営すること。
- ⑦ そのほか、この協会の目的を達成するために必

第3章 会の構成

第5条（会の構成）この協会は、以下の者によって構成される。

- ① 会員 この協会の目的に賛同して入会した者
- ② ユース会員 この協会の目的に賛同して入会した 30 歳未満の者
- ③ 名誉会長 この協会の会長として活動に功労があり、理事会の議決をもって推薦された者
- ④ 名誉会員 この協会の会員として活動に功労があり、理事会の議決をもって推薦された者
- ⑤ 後援者 国際的な女性の権利の研究、および女性の地位向上に特に功労があり、この協会の目的に賛同する者で、理事会の議決をもって推薦された者

第6条（入会）会員になろうとする者は、この協会の会員の紹介をえて、入会申込書に会費を添えて提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第7条（会員の地位）会員は、個人の資格で、この協会に加入し、この協会の事業に積極的に参加するものとする。すべての会員は、この協会の出版物、ニュースレター、資料等の優先的配布を受けるほか、講演会・シンポジウム・研究会等へ優先的に参加することができる。

第8条（会員資格の喪失）会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- ① 退会したとき。
 - ② 理由なく、会費を 3 年以上納入しないとき。
 - ③ 除名されたとき。
- 2 退会しようとするときは、代表理事に届出なければならない。会員が、死亡し、または会が解散したときは、退会したものとみなす。
- 3 この協会の名誉を傷つけ、目的に違反する行為をしたときには、総会の 4 分の 3 以上の議決によって除名することができる。

第9条（会費）会員は年会費を納めなければならない。会費は年額 6,000 円とする。ユース会員の年会費は 3,000 円とする。名誉会員の年会費は 3,000 円とする。ただし、年報代を含む。

2 年会費は、会員資格を喪失しても返還しない。

第4章 役員

第10条（役員構成）この協会には、次の役員をおく。

① 代表理事 2名以内（2名の場合は「共同代表」とする。

② 理事 25名以内

③ 監事 2名

第11条（役員選出）この協会の代表理事、理事および監事は、理事会によって推薦され、総会の承認により選出される。

2 監事は、理事そのほかの役員を兼務することはできない。

第12条（役員職務）代表理事はこの協会を代表し、この協会の会務を統括し、業務を執行する。

2 監事は、この協会の業務および会計に関する監査を行い、その結果を総会に報告する。

第13条（役員任期）この協会の役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

第14条（総会）総会は、毎年1回、代表理事が招集する。

2 次の事項は、総会に提出して、その承認を受けなければならない。

① 事業計画、および収支予算についての事項

② 事業報告、および収支決算についての事項

③ 会員の除名についての事項

④ そのほか、理事会において必要と認めた事項

3 理事会または監事が必要と認める場合には、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

4 会員の5分の1以上から、会議に付すべき事項を明示して総会の開催が請求された場合には、会長は、請求された日から30日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

第15条（総会議長）総会の議長は、代表理事があたる。

第16条（総会議決）総会は、会員の5分の1以上が

出席しなければ（決定を行うことができない。ただし、当該議事項につき、あらかじめ書面をもって意思を表明したもの、および委任状を提出したものは、出席者とみなす。

2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第17条（理事会）理事会は、毎年2回、代表理事が招集する。

2 代表理事は、必要と認める場合には、臨時理事会を招集することができる。

3 理事の3分の2以上から、会議の目的を明示して理事会の開催を請求された場合には、代表理事は、臨時理事会を招集しなければならない。

第18条（理事会議長）理事会の議長は、代表理事があたる。

第19条（理事会議決）理事会は、理事の3分の1以上が出席しなければ、審議を行い、決定することができない。ただし、当該議事項につき、あらかじめ書面をもって意思を表明した者、および委任状を提出した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第20条（議事録）すべての会議について議事録を作成し、保存する。

第6章 委員会及び事務局

第21条（委員会）この協会には、その目的とする事業を円滑に推進するために、次の委員会をおく。

① 研究企画委員会

② 編集委員会

③ 財務委員会

④ 国際委員会

2 各委員会の委員長は、理事会において互選し、代表理事が委嘱する。

3 各委員会は、委員長、代表理事が委嘱した理事および代表理事が委嘱した委員若干名で組織する。

4 研究企画委員会は、この協会の目的とする研究を企画・推進し、その成果を出版し、講演会、シンポジウム、研究会等に関することを企画・実施する。

5 編集委員会は、この協会の定期刊行物を中心とする出版物や資料等を企画・編集し、刊行する。

6 財務委員会は、この協会の資金を調達し、また各会計年度の予算案、決算書を作成し、理事会の承認を経て年次総会に提出する。

7 国際委員会は、国連経済社会理事会の協議資格をもつNGOとしての国際的な活動に関することを企画・実施する。

8 代表理事は、いずれの委員会にも必要に応じて出席し、発言することができる。

第22条（事務局）事務局は、理事のうちから代表理事が委嘱した事務局長が統括し、総務・会計・会員担当を分掌し、ほかに代表理事が委嘱した事務局員若干名をもって組織し、事務局長がその運営にあたる。

第23条（運営会議）この協会は、各委員会および事務局が連携して各種事業を運営するために、運営会議をおく。

2 会議は、原則、理事会実施月を除き各月1回（年間10回）開催する。

3 会議の構成員は、各委員会・事務局担当理事、および各種活動の推進に携わる会員とする。

4 運営会議は、代表理事が招集し、議長となる。

5 会議の概要は、記録して保存する。

第7章 会計

第24条（会計年度）この協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第25条（協会経費）この協会の経費は、会費、事業に伴う収入、寄付金、およびそのほかの収入によるものとする。

2 この協会の予算は、財務委員会において作成し、理事会の議決を経て、総会の審議・議決に付さなければならない。

3 この協会の決算は、財務委員会において作成し、理事会の議決を経たのち、監事の意見を付して、総会の審議・議決に付さなければならない。

第8章 改正

第26条（規約の改正）この規約を改正するには、総会において、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。ただし、当該議事事項につき、あらかじめ書面をもって意思を表明した者および委任状を提出し

た者は、出席者とみなす。

付 則

1 この規約は、1987年9月20日から施行する。

2 初年度の役員は、設立総会において選出する。

3 初年度の会計年度は、1987年9月20日から、1988年3月31日までとする。

付 則 この規約は、1988年6月18日から施行する。

付 則 この規約は、1989年6月24日から施行する。

付 則 この規約は、1990年6月23日から施行する。

付 則 この規約は、1999年6月19日から施行する。

付 則 この規約は、2000年7月15日から施行する。

付 則 この規約は、2005年5月30日から施行する。

付 則 この規約は、2011年6月25日から施行する。

付 則 この規約は、2017年5月20日から施行する。

付 則 この規約は、2020年6月13日から施行する。

付 則 この規約は、2022年6月15日から施行する。

付 則 この規約は、2023年4月1日から施行する。